

2. 利用者負担軽減制度の内容（障害者自立支援法関連）

平成18年10月25日現在

都道府県名	制度の名称	障害の種類			在宅・施設入所の別	所得制限	年齢制限	負担軽減又は自己負担の範囲	制度の施行時期
		身体障害	知的障害	精神障害					
北海道	重度心身障害者医療費給付事業	・身障手帳1～3級	・重度の知的障害児・者（IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下）	—	在宅・施設入所	特別障害者手当の所得制限に準拠	なし	（自己負担の範囲） ・課税世帯—医療費自己負担額の1割 ・非課税世帯及び3歳未満—初診時一部負担金（医科580円、歯科510円など）	知的入所 H18.4.1 児童入所 H18.10.1
青森県	重度心身障害者医療費助成事業	・手帳1～2級 ・内部障害3級	・療育手帳A	・精神保健福祉手帳1級	在宅・施設入所	所得制限あり	なし	（自己負担の範囲） ・住民税課税世帯—医療費自己負担額の1割 ・住民税非課税世帯—自己負担なし	H17.10.1
秋田県	福祉医療制度	・手帳1～3級	・手帳A	—	在宅・施設入所	所得制限あり	なし	（負担軽減の範囲） 医療費の自己負担額を助成	
山形県	重度心身障害児（者）医療給付事業	・手帳1～2級 ・公的年金各法の障害等級1級相当	・手帳A ・公的年金各法の障害等級1級相当	・手帳1級 ・公的年金各法の障害等級1級相当	在宅・施設入所	老人医療による現役並み所得基準を準用	なし	（自己負担の範囲） ・所得税課税世帯—医療費の1割 ・所得税非課税世帯—負担なし	者—H18.4.1 児—H18.10.1
岩手県	重度心身障害児（者）医療費助成	・手帳1～2級 ・障害基礎年金1級 ・特別児童扶養手当1級	・手帳A ・障害基礎年金1級 ・特別児童扶養手当1級	・障害基礎年金1級	在宅・施設入所	所得制限あり	なし	（負担軽減の範囲） 医療費の自己負担額から一定の額（入院月5,000円、外来月1,500円）を控除した額を助成	H16.10.1
福島県	重度心身障がい者医療費補助事業	・手帳1～2級 ・内部障害3級	・手帳A ・身障手帳及び療育手帳所持者	・手帳1級 ・手帳2,3級を持ち身障手帳又は療育手帳所持者	在宅・施設入所	所得制限あり	なし	（負担軽減の範囲） 医療費の自己負担額を助成	H18.4.1
茨城県	重度心身障害者医療福祉費支給制度	・身障手帳1～2級 ・知能指数35以下 ・身障手帳3級かつ知能指数50以下 ・身障手帳3級かつ内部障害者等 ・特別児童扶養手当1級 ・障害基礎年金1級	—	—	在宅・施設入所	所得制限あり	なし	（負担軽減の範囲） 医療費の自己負担額を助成	
栃木県	重度心身障害者医療費助成制度	・手帳1～2級	・知的障害の程度がIQ35以下の者 ・知的障害の程度がIQ50以下で身体障害の程度が3級、4級の者	—	在宅（医療型施設入所者の取扱は未定）	なし	なし	（負担軽減の範囲） 医療費の自己負担額を助成	S48

都道府県名	制度の名称	障害の種類			在宅・施設入所の別	所得制限	年齢制限	負担軽減又は自己負担の範囲	制度の施行時期
		身体障害	知的障害	精神障害					
群馬県	重度心身障害者医療費補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金1級</li> <li>・特別児童扶養手当1級</li> <li>・身体障害者手帳1・2級</li> <li>・療育手帳A</li> </ul> (市町村により対象者が異なる場合あり)			在宅・施設入所	なし	なし	(負担軽減の範囲) 医療費の自己負担額を助成	S48.10.1
埼玉県	重度心身障害者医療費助成制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳1～3級</li> <li>・療育手帳マルA, A, B</li> <li>・老人保健法の障害認定者</li> </ul>			在宅・施設入所	なし	なし	(負担軽減の範囲) 医療費の自己負担額を助成	S50.10
千葉県	重度心身障害児(者)医療給付改善事業	・手帳1～2級	・手帳 マルAの1, 2 ・手帳 Aの1, 2	—	在宅・施設入所	なし	なし	(負担軽減の範囲) ①医療給付に伴う自己負担すべき額 ②入院時の食事提供に伴う標準負担額 ③外来の際の薬剤に係る一部負担額	S51.4.1
東京都	心身障害者の医療費助成(マル障)	・手帳1～2級(他に限定される場合は3級も含む)	・愛の手帳1, 2度	—	在宅・施設入所	所得制限あり	なし	(負担軽減の範囲) 各種医療保険の自己負担額から一部負担金(老人保健制度に準拠)を差し引いた額を助成	H18.4.1
	ホームヘルプサービス利用者に対する利用者負担軽減	ホームヘルプサービスの提供を受ける障害者			在宅	住民税非課税世帯に属する障害者	なし	(負担軽減の範囲) 1割の利用者負担を3%に軽減	H18年度～20年度の3年間
	ホームヘルプサービスについて社会福祉法人減免の対象事業者の拡大	ホームヘルプサービス事業者を行う全ての法人(社会福祉法人、財団法人、社団法人、医療法人、学校法人等)に拡大			在宅	住民税非課税世帯に属する障害者で、障害者本人及び主たる生計維持者の収入及び預貯金額が基準額以下の場合	なし	(負担軽減の範囲) 月額負担上限額の半額 ・低所得1 7,500円 ・低所得2 12,300円	H18年度～20年度の3年間
神奈川県	重度障害者医療費の助成	障害者自立支援法に基づく医療型障害児施設及び療養介護における医療部分の利用者負担額について、現行の重度障害者医療費助成の対象とするかどうかについて検討中。							
新潟県	重度心身障害者医療費助成事業	・手帳1～3級	・手帳A	—	在宅・施設入所	障害児福祉手当の所得制限に準拠	なし	(負担軽減の範囲) 医療費の自己負担額から一定の額(入院1日1,200円、外来1日530円(月4回まで))を控除した額を助成	S48.10.1
長野県	利用者負担の実態調査を9月ごろまでに実施し、その調査結果により利用者負担軽減策を検討する予定。								

都道府県名	制度の名称	障害の種類			在宅・施設入所の別	所得制限	年齢制限	負担軽減又は自己負担の範囲	制度の施行時期
		身体障害	知的障害	精神障害					
富山県	重度心身障害者等医療費助成事業	(65歳未満) ・手帳1～2級 (65～70歳未満) ・手帳所持者 (70歳以上) ・市町村長が認定した者	(60歳未満) ・手帳A (60～65歳未満) ・手帳A又はIQ35以下の者 (65歳以上) ・手帳所持者	—	在宅・施設入所	所得制限あり(1歳から60歳未満の場合は、世帯の前年の収入が1,000万円未満の者)	なし	(負担軽減の範囲) 医療費の自己負担額を助成	S58. 2. 1
石川県	心身障害者医療費助成事業	・手帳1、2級	・手帳A, B1(B1は入院のみ)	—	在宅・施設入所	老齢福祉年金の所得制限を準用	なし	(負担軽減の範囲) 医療費の自己負担額を助成	S49
岐阜県	重度心身障害者医療費助成制度	・手帳1～3級 ・手帳4級で戦傷病者手帳所持者	・手帳A1～B1	・手帳1、2級	在宅・施設入所	特別児童扶養手当制限額を準用	なし	(負担軽減の範囲) 医療費の自己負担額を助成	従前の制度を一部改正し、H18. 10から実施
静岡県	重度障害者(児)医療費助成	・手帳1～2級 ・内部障害3級 ・特別児童扶養手当1級	・手帳A ・特別児童扶養手当1級	—		特別障害者手当等の所得制限額を準用	なし	(負担軽減の範囲) 医療費の自己負担額から一定の額(月500円)を控除した額を助成	従前の制度を一部改正し、H16. 12から実施
愛知県	福祉医療費助成制度	・手帳1～3級 ・筋ジス6級 ・腎機能障害6級	・IQ50以下(A, B) ・自閉症	—	在宅・施設入所	なし	なし	(負担軽減の範囲) 医療費の自己負担額を助成	S48
三重県	心身障害者医療費助成制度	・身体障害者手帳1・2級及び3級 ・知能指数が35以下と判定された者又は療育手帳の障害程度が最重度、重度 ・身体障害者でその等級が4級の者のうち、知能指数が50以下と判定された者又は療育手帳の障害程度が中度の者 ・上記の障害要件を備えた老人保健法(医療)の対象者			在宅・施設入所	障害児福祉手当を準用	なし	(負担軽減の範囲) ・医療費の自己負担額(証明書類を含む。)を助成 ・入院時食事療養に係る標準負担額(市町村民税非課税世帯で減額されている者に限る。)	S48. 4. 1
福井県	重度心身障害者(児)医療無料化対策事業	・手帳1～3級	・手帳B1(IQ50以下)	・手帳1～2級		特別児童扶養手当制限額を準用	なし	(負担軽減の範囲) 医療費の自己負担額を助成	
滋賀県	福祉医療費助成制度	・手帳1、2、3級	・手帳A(重症心身障害児(者)を含む)	—	在宅・施設入所	所得制限あり	なし	(負担軽減及び自己負担の範囲) ・市町村民税課税の場合 医療費の自己負担額から一定額(外来1日500円、入院1日1,000円(上限月額14,000円まで)を控除した額を助成 ・市町村民税非課税の場合 自己負担なし	・知的入所者18. 4. 1 ・児童入所18. 10. 1

都道府県名	制度の名称	障害の種類			在宅・施設入所の別	所得制限	年齢制限	負担軽減又は自己負担の範囲	制度の施行時期
		身体障害	知的障害	精神障害					
京都府	障害者福祉サービス等利用支援事業（施設入所の知的障害児（者）医療費自己負担軽減）	—	・手帳A ・手帳B	—	施設入所	障害児福祉手当、特別児童扶養手当制限額を準用	なし	（自己負担の範囲） ・手帳A—自己負担なし ・手帳B—自己負担1割	H18年度～20年度の3年間 （18年10月1日）
	（在宅福祉サービスの自己負担軽減）	在宅の障害者で、福祉サービスの提供を受ける者			在宅	低所得者及び市町村民税所得割4万円未満	なし	（負担軽減の範囲） ・重度障害者に配慮して、府独自の所得階層区分と負担上限月額を設定し、低所得者については、国基準の半額程度に軽減。	H18年度～20年度の3年間 （18年4月1日）
	（補装具給付の自己負担軽減）	補装具の給付を受ける障害児・者			在宅	同上	なし	同上	H18年度～20年度の3年間 （18年10月1日）
	総合上限制度	①在宅福祉サービス＋②自立支援医療＋③補装具給付を重複して利用した障害児・者			在宅		なし	左の3つのサービスを重複利用が必要ないに対し、府独自の総合上限制度を設け、負担軽減を図る。	H18年度～20年度の3年間 （18年4月1日）
大阪府	身体障害者及び知的障害者医療費助成事業	・手帳1～2級 ・身障手帳を所持し、かつ、知的障害の程度が中度であると判定された者	・知的障害の程度が重度であると判定された者	—	在宅	所得制限あり	なし	（負担軽減の範囲） 医療費の自己負担額から一定の額（1日500円、かつ、月額負担上限2,500円）を控除した額を助成	S50（自立支援法には関連なし）
奈良県	心身障害者医療費助成制度（マル障）	・手帳1～2級	・手帳A	—	在宅・施設入所	旧国民年金法施行例に準拠	65歳未満	（負担軽減の範囲） 医療費の自己負担額から一定の額（入院月1,000円、外来月500円）を控除した額を助成	従前の制度を一部改正し、H18.4から実施
	重度心身障害老人等医療費助成事業（マル重）	・65歳以上の者でマル障		—	同上	同上	65歳以上	同上	
和歌山県	重度心身障害児（者）医療費助成	・手帳1～3級 ・特別児童扶養手当1級で65歳未満で上記該当する者	・手帳A ・特別児童扶養手当1級で同左	—	在宅・施設入所	特別児童扶養手当制限額を準用（身障3級は、市町村民税非課税世帯に限定）	なし	（負担軽減の範囲） 医療費の自己負担額を助成（身障3級者は入院医療費のみ助成）	従前の制度（S51年度）を一部改正し、H18.8から実施。
兵庫県	重度心身障害児（者）医療費助成事業	・手帳1級及び2級	・手帳A	・手帳1級	在宅・施設入所（ただし、障害児施設医療適用医療機関は除く。）	特別障害者手当の所得制限を準用	なし	（負担軽減又は自己負担の範囲） 医療費の自己負担額（3割）から一定額を控除した額を助成 （一定の額） ○通院 ・1保険医療機関等あたり1日500円を限度に月2回 ○入院 ・定率1割負担（負担限度額月額2,000円までの負担） ・3ヶ月を超える入院の場合、それに続く4ヶ月目以降一部負担金なし。）	S48

都道府県名	制度の名称	障害の種類			在宅・施設入所の別	所得制限	年齢制限	負担軽減又は自己負担の範囲	制度の施行時期
		身体障害	知的障害	精神障害					
鳥取県	重度心身障害者医療費助成	・手帳1～2級 ・手帳3～4級でIQ50以下と判定された者	・重度の知的障害として判定された者	—	在宅・施設入所	なし	なし	(負担軽減の範囲) 医療費の自己負担額を助成	従前の制度を利用し、H18.10から実施
岡山県	医療費公費負担制度	・手帳1～2級 ・手帳3級でIQ36～50以内と判定された者	・IQ35以下で日常生活に常時介護を必要とする程度の重度と判定された者	—	在宅	老齢福祉年金の所得制限を準用(助成対象外となる場合もH20'まで経過措置を実施。)	なし	(負担軽減の範囲) 医療費の自己負担額から一定の額(総医療費の1割を限度。所得区分ごとの負担限度額あり。)を控除した額を助成	従前の制度を一部改正し、H18.10から実施
広島県	重度心身障害者医療費公費負担制度	・手帳1～3級	・療育手帳の交付を受けている最重度、重度、中度の者	—	在宅・施設入所	所得制限あり	なし	(負担軽減の範囲) 医療費の自己負担額から一定の額(入院1日100円で14日分が上限、外来1日1,000円で4日分が上限)を控除した額を助成	従前の制度を見直し、自立支援法施行に併せて、施設入所者も対象とする
山口県	重度心身障害者医療費助成制度	・手帳1～3級	・手帳A	・手帳1級	在宅・施設入所	老齢福祉年金の所得制限に準拠	なし	(負担軽減の範囲) 医療費の自己負担額を助成	従前の制度を一部改正し、在宅者はH18.4から、施設入所者はH18.10から実施
徳島県	重度心身障害者医療費助成事業	・手帳1～2級 ・手帳3～4級でIQ50以下	・IQ35以下と判定され、又は同程度以下と認められる者	—	在宅・施設入所(措置児・者を除く。)	所得制限あり	なし	(負担軽減の範囲) 医療費の自己負担額を助成	在宅障害児(者)については実施済み。施設入所者についてはH18.10から実施。
愛媛県	重度心身障害児(者)医療費公費負担制度	・手帳1～2級	・療育手帳A ・身障手帳3～6級かつIQ50以下の重複の者	—	在宅・施設入所	市町村民税非課税世帯	入所者は20歳未満	(負担軽減の範囲) 医療費の自己負担分1000円を助成	
高知県	重度心身障害児者医療費助成事業(福祉医療)	重度の身体障害者及び重度の知的障害者		—	在宅・施設入所	所得制限なし	65歳未満	(負担軽減の範囲) 医療費の自己負担額を助成	従来から実施されている制度で、障害者自立支援法とは関連なし。
福岡県	重度心身障害者医療費支給制度	・手帳1～2級	・手帳A1, A2 ・重複障害者の場合は手帳A3	—	在宅・施設入所	なし	なし	(負担軽減の範囲) 医療費の自己負担額を助成	S49.10.1

都道府県名	制度の名称	障害の種類			在宅・施設入所の別	所得制限	年齢制限	負担軽減又は自己負担の範囲	制度の施行時期
		身体障害	知的障害	精神障害					
佐賀県	重度心身障害者医療助成費補助事業	・手帳1～2級	・IQ35以下 ・重複障害者の場合は身障手帳3級に該当し、IQ50以下	—	在宅・施設入所	所得制限あり	なし	(負担軽減の範囲) 医療費の自己負担額を助成	H18.10.1
長崎県	福祉医療制度	・身体障害者手帳1～3級 ・療育手帳A1, A2, B1 ・老人保健法適用者で身障手帳級か2級、あるいは療育手帳A1かA2			施設入所	所得制限あり	なし	(負担軽減又は自己負担の範囲) 医療費の自己負担額から一定額を控除した額(身障3級、療育手帳B1の者はその額の2/3)を助成 (一定の額) ・1月につき同一医療機関ごとに800円/日(上限1,600円/月)	18.10.1
熊本県	重度心身障害者医療費助成事業	・手帳1～2級	・手帳A1～A2	・手帳1級	在宅・施設入所	障害児福祉手当の所得制限限度額	なし	(負担軽減の範囲) ・各種医療保険の自己負担額から一部負担金(入院月2,400円、通院月1,020円、訪問看護月1,020円)を差し引いた額を助成	S48
大分県	重度心身障害者医療費給付事業	・手帳1～2級 ・手帳3級でIQ50以下	・手帳A	・手帳1級	在宅・施設入所	老齢福祉年金の所得制限に準拠	なし	(負担軽減の範囲) ・医療費の自己負担額を助成(自己負担額が1,000円未満の場合は対象外) ・入院時食事療養費の一部(1食につき160円自己負担)	H18.4.1
宮崎県	重度心身障害児(者)医療費公費負担事業	・手帳1～2級	・手帳A ・身障手帳3級かつ療育手帳B1所持者	—	在宅・施設入所	老齢福祉年金の所得制限に準拠	なし	(負担軽減の範囲) ・各種医療保険の自己負担額から一部負担金(月1,000円を限度。)を差し引いた額を助成	S50.10
鹿児島県	検討中。								
沖縄県	重度心身障害者医療費助成事業	・手帳1～2級	・手帳A1～A2	—	在宅・施設入所	特別児童扶養手当制限額を準用	なし	(負担軽減の範囲) 医療費の自己負担額を助成	従前の制度を一部改正し、実施

※「対象範囲」、「所得制限」、「負担軽減又は自己負担の範囲」については簡素化して記載してある場合があります。詳細は都道府県にお問い合わせください。

※「医療費の自己負担」には、入院時食事療養費、付加給付金などは含まれません。